



## 【目次】

- 源泉徴収実務 知っておきたいQ&A(1・4面)
- 《新連載》賃金評価システムと人材育成…第1回(2面)
- 扶養の対象者 健康保険と所得税とでは、これだけ違います(3面)

2006.12.20発行

# 新年号

# 源泉徴収実務

知っておきたい

# Q&A

**源泉徴収制度**は、源泉徴収の対象となる給与等の支払者(源泉徴収義務者)である会社・組合・個人などが、報酬・給与・配当・使用料・賞金などを支払う時に、その支払金額の中から法定の所得税額を天引きして所轄税務署長に納付する手続きです。

今回は、源泉徴収制度のなかでも、**給与、退職に係る源泉徴収、報酬・料金に係る源泉徴収**に関する注意点をQ&A形式にまとめました。ご参照ください。

## 1 給与、退職に係る源泉徴収

**Q1** 個人への労務提供の対価支払いで、給与所得か事業所得かの判定基準

**A1** 給与所得…雇用契約等に基づく労務の対価  
事業所得…請負契約に基づく労務の対価

**給与所得の場合は、源泉徴収が必要。**

給与所得である判定基準は、下記のとおりです(事業所得の場合は、その反対)。

なお、事業所得は消費税の課税対象となるため、支払いには消費税が含まれます。

- 1 当該契約の内容が他人の代替を容認できないものである。
- 2 仕事の遂行にあたり、個々の作業について指揮監督を受ける。
- 3 まだ引渡しが終わっていない完成品が、不可抗力のため滅失した場合等において、その者が権利としての報酬を請求できる。
- 4 材料が提供されている。
- 5 作業用具が供与されている。

**Q2**

会社の役員など、2カ所以上から給与をもらっている人の源泉徴収について

**A2**

主たる給与…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している会社からの給与(税額表は「甲欄」)

従たる給与…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない会社からの給与(税額表は「乙欄」)

給与所得者の扶養控除等申告書は、1カ所にしか提出できませんが、どの会社に提出してもよいです。

主たる給与に適用される税額表「甲欄」は、扶養控除等申告書の扶養者の数に応じて税額が細分化されており、金額も安いのが特徴です。従たる給与に適用される税額表「乙欄」は、扶養控除申告書が提出されないため扶養者ごとの区分は無く、税額は高めの設定です。

年末調整は、主たる給与で行うこととされており、従たる給与では年末調整はできません。最終的には2カ所以上からの給与を確定申告することで税額を確定します。

ただし、下記の点にはご注意ください。

- 1 主たる給与は年の途中で変更可能(従たる給与であった先に扶養控除等申告書を提出する)。この場合、年末調整は下記の範囲で行います。

	変更	
A社	主たる給与	従たる給与
B社	従たる給与	主たる給与

上記の塗りつぶし部分をB社で合算し計算。

(第4面に続きます)

# 賃金評価システムと 人材育成(第1回)

執筆者ご紹介  
ビジネスコンサルタントCEO

小坂 充廣(こさか みちひろ)

人事・労務・賃金のコンサルタントとして、独自に開発した人事評価システムの設計・導入実績は多数。

ビジネスコンサルタント ホームページアドレス

<http://www.b-con.cc>

評価システムお試し版ダウンロードできます

今、なぜ賃金体系がクローズアップされているのだろうか？

- 1 高くなりすぎた賃金水準の抑制
- 2 貢献度に見合った賃金決定
- 3 経営理念の効果的浸透の手段
- 4 人材育成の指標とし、その到達度に応じた賃金分配の手段

等がその主たる理由であろう。

賃金体系見直しの理由が何であれ、労使双方が納得できる賃金体系を構築するためには、賃金決定のインプットである「評価」を整理していく必要がある。

## 現状の人事評価システムは 評価者の「好き嫌い」が反映？

一般的に「評価」といえば、特別視しがちであるが、「評価」は自然発生的なものである。人は相手と対峙した時に、その相手に何かしらの印象を持つ。その印象こそが一般的な「評価」である。しかしながら、その「評価」は主観的なものであり、「好き嫌い」が「評価」の根幹となる。この「好き嫌い」を企業の社員に対する「評価」の「評価基準」で「評価尺度」にしてしまったならば、労使の納得は得られない。

ところが、未だに企業の「評価」は、上司や経営者の「好き嫌い」の影響が強いのである。その原因は、「評価基準」が曖昧で、さらに「評価尺度」が多段過ぎることである。

多くの企業の「評価基準」を拝見すると、見習いの段階は「上司の細部的指示に基づいて、日常の定型的業務を遂行できるレベル」、一人前の段階は「上司の包括的指示に基づいて、日常の定型的・非定型的業務を遂行できるレベル」となっており、基準と社員の現状を比較し具体的に可否を判断しがたい。その結果、「評価尺度」を何段階にも設定し、白黒をはっきりとつけずに可否を曖昧にしている。

結果として、人と基準を比較する「絶対評価」が不可能となり、人と人を比較する「相対評価」をする。さらに、「評価基準」が曖昧であるから、「相対評価」をする際に「好き嫌い」が影響を及ぼすことになる。

「好き嫌い」を排除するために努力をした結果、「好き嫌い」が「評価」に影響するというのは皮肉である。

## 労使双方が納得できる 賃金体系を構築するためには

しかし、労使双方が納得できる賃金体系構築のための鍵は、「**具体的・客観的な評価基準の作成**」と「**イエスカノーの明快な評価尺度の設定**」ということが明確になった。

そして、「具体的・客観的な評価基準の作成」がなされることによって、冒頭3の、**経営理念の効果的浸透の手段**が達成され、その基準に基づいて「絶対評価」がなされることで、「社員各人の貢献度」が的確に把握可能となる。

後は、その貢献度の評価額を企業体力や世間相場、現在の賃金水準を参考にして決定していく。そうすることによって、冒頭1の、**高くなりすぎた賃金水準の抑制**と2の、**貢献度に見合った賃金決定**が達成されるのである。

もうひとつ、重要なポイントがある。それは、**評価をすることが社員育成につながるかどうか**である。すなわち、評価システムと社員育成計画は人事の両輪であるから、「評価基準」が社員の具体的な育成目標になり得るかどうかである。この点についても、「評価基準」作成における表現方法の鍵になり、その結果、冒頭4の、**人材育成の指標とし、その到達度に応じた賃金分配の手段**が達成される。

次回、いよいよ、その具体論を記述させていただく。賃金体系改定に危機感を持たれている皆さまの一助になれば、幸いである。

# 扶養の対象者

健康保険と所得税とは

これだけ違います

健康保険と所得税とは、「扶養」の範囲が違うことをご存知でしたか？

扶養の範囲を誤って申告すると、余分な保険料・税金を知らないで納めていたり、あるいは保険料・税金の不足による追徴を受けるなど、皆さまにとって不利益な結果となるおそれがあります。

そのような事態を招かないよう、いくつかの事例をあげましたので、ご参照ください。

## 扶養の対象者となる要件

### ◆健康保険法

下記の 両方 の要件を満たすこと

#### 認定対象者の年間収入が130万円未満

対象者が60歳以上の場合180万円未満

#### 被保険者の年間収入の2分の1未満

被保険者と別世帯の場合は、被保険者からの援助による収入より少ないこと。

### ◆所得税法

本人と同一生計の親族で、年間合計所得金額が38万円以下であること  
…配偶者控除・扶養控除の対象

#### 合計所得金額

給与所得…給与収入 - 給与所得控除額

公的年金の雑所得…年金収入 - 公的年金控除額

事業所得など…収入金額 - 必要経費

これらの所得を合算した金額をいいます。

給与収入のみの場合、年間給与収入は103万円以下

## ポイント どこで扶養と判定されるか

健康保険法…被扶養者の認定を受ける時点での、今後の見込みにより判定

所得税法…源泉徴収段階では、該当年度1～12月の所得見込みに基づいた「扶養控除の申告書」による扶養人数で判定されますが、年末調整・確定申告時には、該当年度1～12月中の実際の所得金額により判定されます。

## 具体的な事例

Q1

私は3月に会社を退職し、その後失業保険を受給する予定ですが、主人の扶養に入ることはできますか？

A1

失業保険の給付が年換算で130万円未満、すなわち日額3,562円未満であり、また、その年換算額が、ご主人の年間収入の2分の1未満であれば、健康保険の被扶養者に該当します。

日額3,562円以上の失業給付を受ける場合は、健康保険を任意継続するか、ご自身で国

民健康保険に加入しなくてはなりません。所得税法上では失業保険は非課税ですので、3月までの収入額が103万円を超えていなければご主人の配偶者控除の対象となります。

Q2

同居している62歳の母は、現在老齢年金を受給しており、その年金額は150万円です。母を私の扶養に入れることはできますか？ 私の年間収入は320万円です。

A2

健康保険の収入要件は60歳以上の場合、年間180万円未満であり、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満ですので、被扶養者に該当します。

所得税法上は、老齢年金は雑所得となり課税対象となります。雑所得の所得金額は下記の表のように計算されます。

この場合は、

$$150万円 - (150万円 \times 25\% + 37.5万円) = 75万円$$

よって、合計所得金額が38万円を超えるため、扶養控除の対象にはなりません。

## 公的年金控除額の一覧表

年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (a)	公的年金等控除額
65歳以上	1,959,999円以下	1,200,000円
65歳未満	1,300,000円以下	700,000円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a) × 25% + 37.5万円

Q3

父が死亡したことにより、同居している67歳の母は遺族年金を受給することになりました。その年金額は185万円です。私の扶養に入れることはできますか？ 私の年間収入は300万円です。

A3

健康保険法上は、180万円を超えており、また、被保険者の収入の2分の1を超えているため、被扶養者に該当しません。

しかし、所得税法上、遺族年金は非課税ですので、扶養控除の対象となります。

(第1面から続き)

2 主たる給与の給与所得控除後の年間合計額が、給与から天引きされる(社会保険料+扶養控除等)より少ない(控除金額が多過ぎる)場合、下記の税額負担軽減措置があります。

「従たる給与についての扶養控除申告書」を提出することで、扶養親族の申告先を主たる給与から従たる給与へつけかえます。

そうすることで、主たる給与の源泉徴収税額(甲欄)の扶養人数を減少させるかわりに、従たる給与の源泉徴収税額(乙欄)を扶養1名あたり月額1,850円減額することができます。

**Q3** アルバイト、パートタイマーに対する給与に係る源泉徴収について

**A3** 雇用契約期間によって異なります。

1 雇用契約期間2カ月以内  
**日額表丙欄を適用して源泉徴収。**

2 雇用契約期間2カ月超、または契約期間延長等で期間が2カ月を超えることが判明した場合。

一般社員と同様に扶養控除申告書の有無により**甲欄または乙欄を適用して源泉徴収。**

**Q4** 退職所得の源泉徴収について

**A4** 「退職所得の受給に関する申告書」を作成して保管する必要があります。

これにより源泉徴収税額は、退職金の収入金額から、下記の計算式による退職所得控除額を控除した残額の2分の1に対して、330万円以下の場合は、10%を掛けて出た金額が源泉徴収税額となります。

#### 退職所得控除額

勤続20年以下...40万円×勤続年数

勤続20年超...800万円+70万円×(勤続年数-20年)

もし、「退職所得の受給に関する申告書」の提出が無い場合は、退職金の収入金額に一律20%を掛けて出た金額を源泉徴収することとなります。

## 2 報酬・料金に係る源泉徴収

**Q5** 源泉徴収の対象となる報酬・料金について

**A5** 要約すると、下記に分類されます。

1 原稿料・デザイン料・講演料等  
2 弁護士・税理士等いわゆる「士業」の者への報酬・料金

3 社会保険診療報酬支払基金からの診療報酬

4 プロスポーツ選手、モデル、外交員等

5 芸能人等 6 ホステス等

これらの方への支払いには10~20%の一定の計算式による源泉徴収が必要です。

**Q6** 報酬・料金等に係る源泉徴収時に留意すべき点は

**A6** 1 名目上、謝礼・取材費・材料費・交通費の名目で支払いするものであっても、実質的に報酬・料金の性質を持つものについては、源泉徴収が必要です。

2 たとえば、講演者に講演料として端数でない形で、10万円ぴったり渡すようなケースがありますが、その場合は、

額面 111,111円  
源泉徴収税額 11,111円(10%相当)

となり、源泉徴収税額分の追加払いが発生しますので、先方とは話し合いのうえ、源泉徴収についての取り決めをはっきりとさせておく必要があります。

3 源泉徴収の計算の原則は、消費税込みの金額に対して税率を掛けたものになります。ただし、請求書等に消費税分の内訳が明記されている場合については、消費税抜きの金額に対しての税率でさしつかえありません。

広報委員会からのお知らせ

**道央会計事務所のホームページが新しくなります！ 1月中公開予定**

ホームページアドレスは今までと同じ

<http://www.dao.or.jp>

道央会計事務所

検索

でクリック

編集後記

本紙表紙の花の写真は、発行月にちなんだ誕生月の花です。誕生月の花は各国により違うようですが、本紙では日本の花を探り上げております。今月は福寿草、来月2月は梅となります。

本年度は、本紙の紙の色が毎月変わります。次号以降もご注目ください。(荻山)

月刊グローバル 2007年1号(新年号)

2006年12月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 道央情報サービス協同組合  
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
株式会社 道央医療コンサル ㈱札幌ビジネスエージェント  
道央労務管理協会 株式会社 エスエムシー  
花岡英司公認会計士事務所 庵原宏章行政書士事務所

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL <http://www.dao.or.jp>